

京都市円滑な建築確認手続等に係る

推 進 計 画 書

改定 令和7年4月1日

京 都 市

京都市円滑な建築確認手続等に係る推進計画書

京都市建築物安心安全実施計画（第２期 令和３年３月策定）においては、円滑な建築関係手続を推進しているところである。本計画書では、その前提となる適確かつ円滑な建築関係手続に関し、確認審査に係る期間や審査体制等を以下のとおり定める。

１ 確認審査の体制等に関すること

(1) 審査体制

確認申請の審査体制は、遺漏なく適確に審査するため、２者による審査を原則とする（建築物の規模や特殊性によっては、３者による審査とする。）。また、適確かつ円滑に処理できるよう意匠担当、設備担当及び構造担当を配置し、効率よく審査する。

(2) 業務分担の調整

確認審査以外の業務分担の調整等により、審査担当者が集中的に審査できる時間を確保し、効率的な審査業務の遂行に努めるとともに、担当者間の業務量の多寡や偏りが生じないよう平準化を図り、審査業務の停滞の防止に努める。

(3) 情報の共有と蓄積

建築基準法に関する相談、回答内容等をまとめた相談調書を、随時供覧することにより情報を共有するとともに、相談調書をまとめたデータベースを活用することで情報を蓄積する。

(4) チェック体制

建築基準法上の判断が必要な内容等については担当者のみで行わず、複数人で確認する。

(5) 建築主事の配置

審査体制を適切に維持するため、建築主事を安定的に配置する。

(6) 審査者の技術向上の取組

ア 建築主事向け

- (ｱ) 建築主事会議による建築主事間の法解釈の調整
- (ｲ) 近畿建築行政会議が開催する研修への参加

イ 審査担当者向け

- (7) 建築主事からア(7)(i)における会議等の内容を周知
- (i) 意匠、設備、構造の担当者ごとに実務研修を実施
- (ii) 資格取得（一級建築士、建築基準適合性判定資格者）に向けた受験支援
- (i) 国土交通大学校、近畿建築行政会議が開催する研修への参加

2 事務処理に関すること

京都市は、確認審査に係る事務マニュアルを整備することにより適確な事務処理を行うとともに、事務の効率化を図る。

3 確認申請の申請及び受理に関すること

- (1) 京都市は、確認審査等に関する指針（平19国交告835号）（以下「審査指針」という。）の内容を踏まえた申請者向けの「確認申請 申請時チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）」を定めて、ホームページに公開することにより、申請時のチェック項目の周知を図る。（様式1、2）
- (2) 申請者は、確認申請を行う前にチェックリストを記入することにより、確認申請書の不備等を未然に防ぎ、円滑な申請につなげる。
- (3) 京都市は、添付されたチェックリストを用いることで、受理時の審査に係る時間の短縮を図る。

4 確認審査に係る期間に関すること

確認申請の受理から「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」又は「不適合通知」を交付するまでの所要期間を原則21日以内とすることを目指す（建築基準法第6条第1項第3号に係るものを除く。）。

5 確認審査の方法に関すること

- (1) 審査手順
 - ア 意匠担当、設備担当及び構造担当が同時に審査を開始することで、効率的に審査業務を進めるとともに、意匠、設備及び構造に関する図書の間に不整合がないか相互に確認を行う。
 - イ 審査に当たっては、審査指針に従って建築基準法の適用規定への適合を確認する。また、確認申請時に提出を求めている「確認申請事前調査報告書」（ホームページで様式を公開）を参考に適用される関係法令を確認し、建築基準関係規定への適合を確認する。

ウ 申請された建築物の確認審査を構造計算適合性判定と並行して行う場合は、指定構造計算適合性判定機関と必要な連絡調整等を行うことで、確認審査の円滑化を図る。

(2) 審査結果等の通知

ア 申請者が補正等の作業を効率的に行えるよう、補正を求める事項及び不明確な事項（以下「確認事項」という。）を、意匠、設備及び構造の担当ごとに、建築主事の確認のうえ、申請者に伝達する。確認事項は「様式3」によることとし、内容を分かりやすくするため、根拠条文等を示す。

イ すべての確認事項がまとまった段階で、相当の期限を定めて、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を交付する（当該通知の別紙として確認事項を添付する）。

ウ 申請書等に不備又は不明確な点がある場合（審査指針第1第5項第3号イ又はロに該当する場合）であって、建築主事が通知した相当の期限内に追加説明書等の提出がないときは、申請者に「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（無期限）」を交付する（審査を終了する。）。

エ 建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合（イの場合を除く。）は、申請者に「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（無期限）」を交付する（審査を終了する。）。

(3) 計画の変更に関する運用

確認済証交付後の計画の変更については、建築基準法施行規則第3条の2（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）を適切に運用し、計画の変更に係る手続の負担軽減に努める。

(4) 建築確認手続等の進捗管理

確認申請書に経過票を添付し、申請ごとの審査進捗状況及び審査期限を管理するとともに、電子台帳により京都市における確認審査業務全体の進捗状況等を把握し、手続きの円滑化を図る。

6 情報発信に関すること

(1) 京都市の建築基準法の運用及び解釈を取りまとめた「京都市建築法令実務ハンドブック」（ホームページで公開）を適宜、追加更新する。

(2) 指定確認検査機関との連絡会議を定期的に行い、意見交換及び情報共有を行い、本市内の確認検査業務の統一を図る。

- (3) 他の特定行政庁の運用解釈の情報収集に努め、近畿建築行政会議が取りまとめた「近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集」に即した審査を行うなど、近隣都市の確認審査との整合性について考慮する。

(様式1)

確認申請 申請時チェックリスト (建築物)

年 月 日

建築基準関係規定に基づき以下の事項を確認しました。

設計者又は代理者氏名

注) 確認申請提出前に以下の事項について内容を確認のうえ、各チェックボックスにレ点を記入してください(該当しない事項には記入しないでください)。

1 申請書の有無の確認

☐ 正本
☐ 副本 (正本に添付してある全ての図書の写しを添付している)

2 申請書の記載内容及び整合性の確認

☐ 一面 申請者氏名欄及び設計者氏名欄に記載がある。
☐ 二面 建築主欄に記載がある。また、一面の申請者と相違がない。
☐ 二面 代理者による申請の場合、代理者欄に記載がある。
☐ 二面 設計者欄に記載がある。また、一面の設計者と相違がない。
☐ 二面 工事監理者欄に記載がある。 (確認済証交付後に決定した場合、選定届を提出する〔市細則第24条〕)
☐ 二面 工事施工者欄に記載がある。また、建設業の許可番号の記載がある。 (確認済証交付後に決定した場合、選定届を提出する〔市細則第24条〕)
☐ 二面 構造計算適合性判定の申請欄に記載がある。 (未申請の場合、申請後に適合判定通知書又はその写しを提出する)
☐ 二面 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出欄に記載がある。 (未申請の場合、申請後に適合判定通知書又はその写しを提出する)
☐ 二面 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出欄が提出不要の場合 ☐ 法第6条の4第1項第3号に該当する〔建築物省エネ法第10条〕 ☐ 適用除外に該当する〔建築物省エネ法第20条〕 ☐ 省エネ適判みなし規定 ☐ 低炭素建築物新築等計画認定通知書 ☐ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書

☐ 住宅で以下のいずれかにより提出を省略する〔建築物省エネ法第 11 条〕 ☐ 外皮性能及び一次エネルギー消費性能の両方を仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる【手数料加算】 ☐ 気候風土適応住宅 ☐ 宣言書 ☐ 設計住宅性能評価書（※） ☐ 長期優良住宅認定通知書（※） ☐ 長期使用構造等である旨の確認書（※） ※ 必ずしも確認申請時の提出は要しない。申請時に提出できない場合は宣言書を提出の上、法定の確認申請期間末日の 3 日前までに提出する。 ☐ 国土交通省大臣の認定
☐ 三面 地名地番欄に記載がある。
☐ 四面 確認の特例欄に記載がある。
☐ 六面 建築物の独立部分ごとに構造計算の区分等を記載している。 【構造計算の要否によって手数料が異なる】
☐ 記載内容が整合している。（建築計画概要書など）

3 建築士法関係及び整合性の確認

☐ 設計者が申請する建築物に応じた資格を有している。また、保有資格が申請書の記載内容と整合している。〔士法第 3 条等〕
☐ 構造設計一級建築士による構造設計又は構造関係規定への適合確認を行った場合、申請書に構造設計一級建築士の記載がある。〔士法第 20 条の 2〕
☐ 設備設計一級建築士による設備設計又は設備関係規定への適合確認を行った場合、申請書に設備設計一級建築士の記載がある。〔士法第 20 条の 3〕
☐ 二面の工事監理者欄に記載がある場合、申請する建築物に応じた資格を有している。また、保有資格が申請書の記載内容と整合している。〔士法第 3 条等〕

4 添付する図書及び書類の有無、整合性等の確認

☐ 規則第 1 条の 3 に掲げる図書及び書類が添付されている。また、正本の図書には設計者の氏名が記載されている。
☐ 図書には規則第 1 条の 3 に掲げる明示すべき事項が明示されている。
☐ 「建築計画概要書」が添付されている。また、記載内容が適切で整合している。〔規則第 1 条の 3 第 2 号〕
☐ 代理人による申請の場合、「委任状」が添付されている。また、記載内容が適切で押印されている。〔規則第 1 条の 3 第 3 号〕
☐ 「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」の写しが添付されている。（士法第 20 条の 2 第 1 項又は第 2 項に該当する場合は除く。） 〔規則第 1 条の 3 第 3 号、士法第 20 条〕
☐ 「確認申請事前調査報告書」が添付されている。また、適切に記載されている。

☐ 建築基準法に基づく許可書又は認定書等の写しが添付されている。
☐ 開発許可（都市計画法第29条）の許可書、開発許可不要証明書又は開発行為非該当確認書の写しが添付されている。（開発区域500㎡以上の場合）
☐ 都市計画施設等に係る許可（都市計画法第53条）の許可書の写しが添付されている。（都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内で建築物を建築する場合）
☐ 上記以外の許可等を受ける場合、許可書等の写しが添付されている。
☐ 「消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書」（正本1部、写し2部）が添付されている（当該計画書の正本は別綴じで提出し、写しは確認申請書の正本及び副本の第6面の次に綴じ込む。）。
☐ 消防設備等を設置しないため、消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書は添付していない。
☐ 計画変更による申請であり、消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書の内容について一切の変更がないため、添付していない。
☐ 新築、増築、改築又は移転の場合、「建築工事届」が添付されている。また、記載内容が適切である。〔法第15条〕

- | | | |
|---------|---|-------------------------|
| 法 | : | 建築基準法 |
| 規 | 則 | : 建築基準法施行規則 |
| 士 | 法 | : 建築士法 |
| 建築物省エネ法 | : | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 |
| 市 | 条 | 例 : 京都市建築基準条例 |
| 市 | 細 | 則 : 京都市建築基準法施行細則 |

(様式2)

確認申請 申請時チェックリスト（工作物）

年 月 日

建築基準関係規定に基づき以下の事項を確認しました。

設計者又は代理者氏名

注）確認申請提出前に以下の項目について内容を確認のうえ、各チェックボックスにレ点を記入してください（該当しない事項には記入しないでください）。

1 申請書の有無の確認

☐ 正本
☐ 副本（正本に添付してある全ての図書の写しを添付しているもの）

2 申請書の記載内容及び整合性の確認

☐ 二面 代理者による申請の場合、代理者欄に記載がある。
☐ 二面 工作物の概要等に記載がある。
☐ 申請書にその他必要な記載がある。
☐ 記載内容が添付図書等と整合している。

3 添付する図書及び書類の有無、整合性等の確認

☐ 建築基準法施行規則（以下「規則」）第3条に掲げる図書が添付されている。また、正本の図書には設計者の氏名が記載されている。
☐ 規則第3条に掲げる明示すべき事項が明示されている。
☐ 代理者による申請の場合、委任状が添付されている。また、記載内容が適切で押印されている。〔規則第3条第2号〕
☐ 確認申請事前調査報告書が添付されている。また、適切に記載されている。

(様式3)

番号	該当図書該 当頁等	補正又は追加説明 書を求める事項 (確認事項)	左記の理由 (根拠条文等)	回 答		
				回答内容	該当図書 該当頁等	備考
						☐ 追記補正 ☐ 新図書で補正 ☐
						☐ 追記補正 ☐ 新図書で補正 ☐
						☐ 追記補正 ☐ 新図書で補正 ☐
						☐ 追記補正 ☐ 新図書で補正 ☐
						☐ 追記補正 ☐ 新図書で補正 ☐
						☐ 追記補正 ☐ 新図書で補正 ☐
						☐ 追記補正 ☐ 新図書で補正 ☐
						☐ 追記補正 ☐ 新図書で補正 ☐

注 1) 回答欄以外は建築主事等が記入します。

注 2) 申請者等は、回答欄に建築主事等の確認事項に対する回答内容等を記載して提出してください。

回 答 日： 年 月 日

申請者等氏名： _____